

令和3年度 活動実績

団体名	高知県
-----	-----

○高知家遍路道プロジェクト

令和2年度から、県内の遍路道の維持管理や修繕を行うため、高知家遍路道推進事業費補助金制度を実施し、各市町村を支援しています。高知家遍路道推進事業費補助金はクラウドファンディングで寄せられた寄附金を財源としており、令和3年度は「高知家遍路道プロジェクト第2弾」として、幡多郡大月町にある遍路道の維持管理・修繕を行うためのプロジェクトを実施しました。

令和3年度の補助実績としては上記大月町と、令和2年度に実施した「高知家遍路道プロジェクト第1弾」を活用した土佐清水市にそれぞれ補助金を交付し、2市町ともに老朽化した木橋の架け替えや急斜面对策、遍路道の情報発信（看板設置等）を行っています。



クラウドファンディング型ふるさと納税活用事業
「高知家」遍路道プロジェクト 第2弾
 ～第39番札所延光寺へ続く「大月へんろみち」を守る～

大月町ってこんなところ!
 大月町は奥州の西南端に位置し、海軍部を中心に「足摺宇和海国立公園」に指定されています。緑深き山々とおだやかな風に囲まれた温暖で魅力的な地域であり、特に船舶はマリンスポーツを楽しむ人々人気のスポットとなっています。

困難課題は、弘法大師ゆかりの八十八ヶ所の霊場を巡る1200年の歴史を持った祈りの道です。札所から札所へ、お遍路さんが通る道を遍路道と呼び、四国の住民は、お接待や遍路道の補修などでお遍路さんを支える「遍路文化」を育んできました。しかし、近年お遍路さんは減少しており、遍路文化の継承が課題となっています。

お遍路さんが歩く遍路道の中には急傾斜地や倒木の発生、あるいは草木が生い茂って安全に歩くことができない場所があります。そこで皆様からの寄附金（クラウドファンディングふるさと納税）を活用して、「大月へんろみち」の保全や環境整備に取り組みます。

寄附受付期間：**令和3年7月15日～10月12日** 目標金額：**100万円**

返礼品は高知の産品
 5,000円以上の寄附額にいただいたお景品にお住まいの地域、寄附金額に応じてお景品をお送りしています。返礼品の詳細な情報については下記の高知県ホームページにてご確認ください。
(注) 高知県在住の方は、返礼品送付の対象外となります。

詳細については、下記の高知県ホームページ、又は「ふるさとチョイス」ホームページをご覧ください。

「ふるさとチョイス」ホームページ <https://www.furukashi.jp/>
 高知家遍路道プロジェクト <http://www.grmf.coachi.jp/woshi/>

お問い合わせ先
 高知県文化生涯スポーツ文化振興課
 TEL (088)823-9337

第39番札所延光寺へ続く「大月へんろみち」の概要

番外札所「月山神社」
 「大月遍路道」の途中には、霊場として知られる番外札所「月山神社」があります。神社の裏山には、古くは修行僧の山中で発見したといわれる三日月形の霊石が安置されており、弘法大師が霊石の前で二十三夜月持の密儀を行ったと伝えられています。大聖堂には河野小幡や小幡五郎などの御霊が祀られ、境内に古木あり、見所の一つとして知られています。

お接待文化層づく遍路道
 第39番札所延光寺から第39番札所延光寺へ続く古道の歴史を継ぐ。遍路道は、地元大月小学校の子ども達が遍路道歩きを通して学ぶべし。お遍路さんへお接待を。お遍路さんへお接待を。お遍路さんへお接待を。お遍路さんへお接待を。お遍路さんへお接待を。お遍路さんへお接待を。

「高知家」遍路道プロジェクトではここに取り組みます!

険しい遍路道を少しでも安全・快速に
 「大月へんろみち」には、古道の景観や四国遍路の歴史を物語る道標などが数多く残っていますが、倒木や木橋の老朽化などが発生しており、修繕が必要になっています。お遍路さんが安全に通行できるよう、倒木の撤去や除草、案内看板の設置等、遍路道の環境整備に取り組みます。

【実施内容】

老朽化した木橋の整備  小川にかかっている木橋が老朽化し、危険な状態となっています。古道の景観を残しつつ、より安全に通行できるよう整備を行います。	倒木等の撤去・草刈り等  山中の遍路道の倒木を撤去したり、生い茂った草を刈り、安全に通行できるよう、遍路道の維持管理を行います。	遍路道の情報発信  遍路道沿いには、次の札所までの距離を記した「道標」が数多く残っていますが、海外からのお遍路さんも増えたことから、2ヶ国語に対応した看板の設置等を行います。
---	---	---

クラウドファンディング型ふるさと納税ってなに?
 自治体が抱える課題を解決するため、ふるさと納税の「使い道」をより具体的にプロジェクト化し、そのプロジェクトに共感した方から寄附を募る仕組みです。「確定申告」や「ワンストップ特例制度の申請」を行うことで、自己負担額の寄附金残から2000円を引き、額について、税金の控除を受けることができます。

ご支援よろしくお願ひします!